

すべてのステークホルダーの皆さまのために



# 社会・環境報告書

2009

# 社会・環境報告書 2009 編集方針

当社および当社グループの社会・環境活動をご紹介します「社会・環境報告書」は今年で4回目の発行となります。

今回は、過去3回発行した社会・環境報告書と比べ内容をコンパクトなものとしました。印刷・出版社等のプロの手を借りることなく、私たち自らの言葉で綴っております。

これまでにくらべて読みにくい部分もあるかもしれませんが、ご容赦いただきたく存じます。皆さまからのご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

## 【報告組織の範囲】

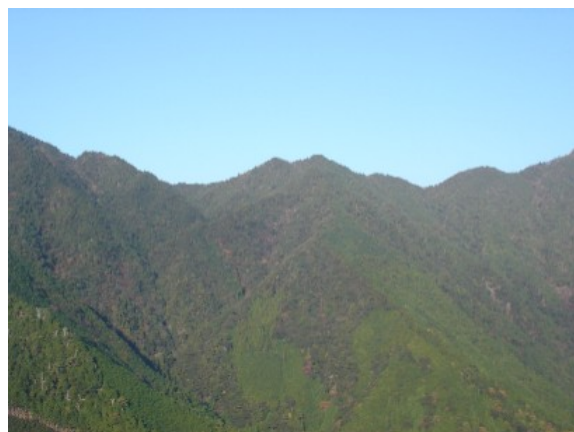
本文中で「TOMOEGAWA」「当社」と記載している場合は、TOMOEGAWA（単独）を表しています。特に記述のないものに関してはTOMOEGAWA グループ全般を対象としております。

## 【報告対象期間】

2008年度（2008年4月～2009年3月）の当社および当社グループの社会・環境活動を報告しております。

## 【お問合せ先】

1. TOMOEGAWA ホームページ  
<http://www.tomoegawa.co.jp/>
2. 直接お問い合わせいただく場合  
〒421-0192  
静岡県静岡市駿河区用宗巴町 3-1  
TOMOEGAWA 事業推進本部  
コンプライアンスグループ  
電話：054-256-4187  
FAX：054-256-4197



篠尾山（ささびやま）  
和歌山県新宮市にある当社社有林。熊野古道のひとつ「大峯奥駆道(おおみねおくかけみち)」が、この山林内の尾根筋を通過しています。

## 目次

<b>編集方針・お問合せ先</b>	2
<b>ごあいさつ</b>	3
<b>社会への取り組み</b>	4
コーポレート・ガバナンスへの取り組み	4
内部統制への取り組み	5
TOMOEGAWA 内部統制基本方針	5
コンプライアンスへの取り組み	7
リスクマネジメントへの取り組み	8
ディスクロージャーへの取り組み	8
金融商品取引法に基づく内部統制	9
ステークホルダーとの対話	11
地域貢献活動	12
安全の取り組み	13
人への投資・人材育成	14
<b>環境への取り組み</b>	15
環境に対する基本的な考え方	15
環境方針	16
環境配慮製品&サービス	17
製造工程での環境負荷低減	18
環境会計	19

## ごあいさつ

2009年度版「社会・環境報告書」をご覧ください誠にありがとうございます。今回は第4号の社会・環境報告書となります。幾分なりとも環境負荷を低減させるため、前回から製本をやめて弊社のホームページ上での公開といたしました。ウェブ上ではございますが、今後ともご愛読いただきますよう、お願い申し上げます。

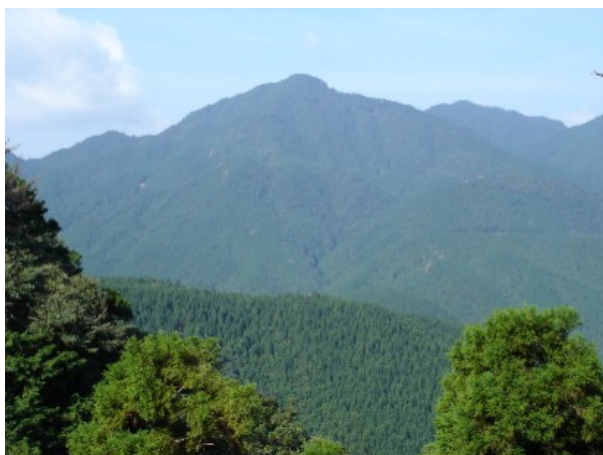
さて、日本経済は、昨年秋のリーマンブラザーズ破綻に始まる金融危機を発端とした世界的な不況の渦中にあります。弊社の業績も大変厳しいものとなっており、現在、各種施策を実施して一刻も早い業績の建て直しに邁進しております。また、「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」からなる創業精神を礎に、開発型企業として、この環境変化を新たな発展の機会とすべく事業活動を推進しており、景気回復局面においては、いち早くV字回復軌道に乗せてまいり所存です。

内部統制の側面では、2008年4月1日に財務報告に係る内部統制の整備と運用を義務付ける金融商品取引法が発効いたしました。弊社はこれに対応すべくJSOX委員会を設置し、グループ会社を対象として全社的な内部統制並びに財務諸表作成に関わる業務プロセスの整備・運用に当たりました。また、内部監査室を中心に整備・運用状況の評価活動を実施、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築いたしました。

環境に目を転じますと、1997年に京都で採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」により、日本は2008年から2012年までの5年間の平均の温室効果ガス排出量を1990年度比6%削減することを約束しております。しかしながら、2007年度の温室効果ガス排出量が基準値を8.7%上回る（環境省の速報値）など、我が国全体としては、近年基準値を上回る排出量が続いています。このような中、弊社における二酸化炭素の排出量は、1995年のパルプ製造からの撤退（新宮工場閉鎖）や、2007年の重油から液化天然ガスへのエネルギー転換などにより、京都議定書の基準年である1990年に比べて52%減少いたしました。また、昨年12月には廃棄物焼却炉2機の内の1機を停止し、さらなる削減が図られています。昨今の経済情勢に鑑み、環境保全のための積極的な投資は抑えざるを得ませんが、知恵と工夫で継続的に地球温暖化防止に取り組んでまいります。

2009年3月16日、弊社は静岡市と環境保全協定を締結いたしました。環境保全協定はこれまでの公害防止協定に代わるものであり、4月1日に発効しています。本協定は、地域住民の健康を保護し、地域の生活環境を保全することを目的として締結され、弊社の事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減するための基本的な事項を定めております。具体的には、静岡事業所から排出される汚染物質ごとに基準値を定め、この数値を順守することで環境への負荷を低減いたします。弊社といたしましては、静岡市との協定値を順守するのみならず、よりクリーンで環境負荷の少ない工場の実現に向けて努力してまいり所存です。

従業員の安全衛生の向上を目指した活動では、労働災害の撲滅を目的として2007年7月より開始した静岡事業所の従業員を対象とした危険予知研修（KYT）を、全社規模に拡大いたしました。研修回数は2009年3月までに60回、参加者数は1360名にのぼるものとなり、この結果2008年度（2007年12月21日～2008年12月20日）の労働災害は、2007年度比で19%減少いたしました。



高山（たかやま）  
和歌山県新宮市の高田川（熊野川の支流）流域にある、弊社社有林。

以上の活動に加えて、弊社は従前より、世界遺産の熊野古道が通る約3,600haに及び広大な山林を保有し、国土の保全、生態系の維持、二酸化炭素の吸収などを通じて環境の保全に貢献しております。今後もグリーンチップ®（\*）の名に相応しい環境への取り組みを継続してまいり所存です。

\*グリーンチップ®：長期にわたって優れた業績、安定した収益、卓越した経営力などを兼ね備えた超一流企業を、米国市場で「ブルーチップ」と呼んでいることになぞらえて環境を象徴する「グリーン」に置き換えたものです。



代表取締役社長  
井上善雄

株式会社巴川製紙所  
代表取締役社長

**井上善雄**

## TOMOEGAWA の社会への取り組み

当社は、1914年の創業以来、「誠実」、「社会貢献」、「開拓者精神」を旨とする「創業精神」に基づき、事業活動を続けて参りました。この創業精神は、これまでの、またこれからの当社の事業活動における行動原理となるものであります。

### 創業精神

1. 誠実 我々は事業に対しても、人に対しても誠実を旨とする
2. 社会貢献 我々は事業を通じて社会に貢献する
3. 開拓者精神 我々は開拓者精神をもって事業に挺身する

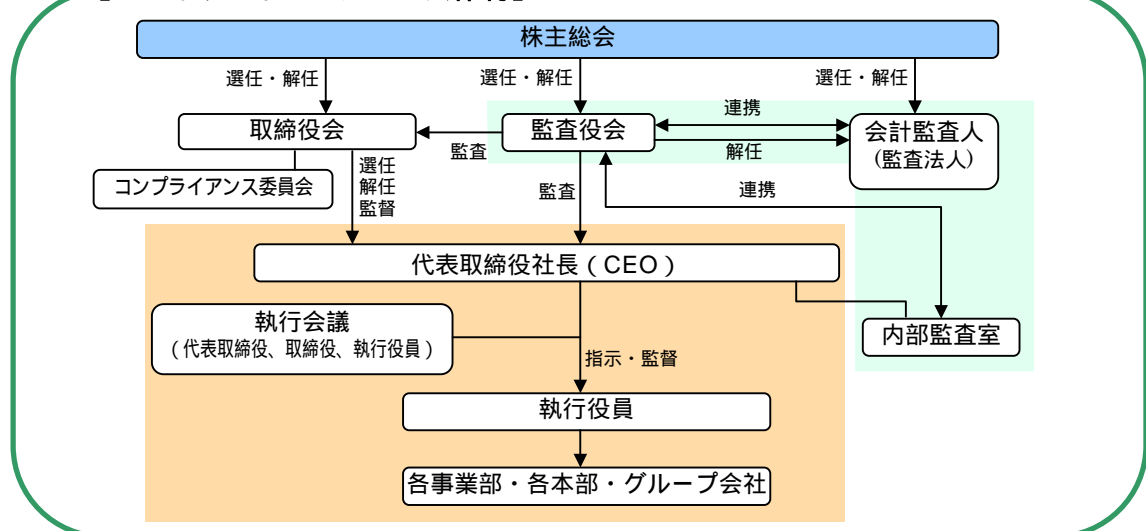
当社グループは、この行動原理に基づきコーポレート・ガバナンス、及び内部統制の一層の充実を目指し、活動に取り組んでおります。

## コーポレート・ガバナンスへの取り組み

経営の透明性・公正性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが経営の重要な課題であると強く認識し、そのための社内体制の強化と必要な施策を推進しています。

当社は、監査役制度の枠組みの中で、2005年6月に執行役員制度を導入し、経営の執行と監督の分離を進め、より効果的な業務執行を行う体制としました。2009年3月末時点、社外取締役1名を含めた6名の取締役となっています。また監査役4名中に社外監査役2名が含まれています。

### 【コーポレート・ガバナンス体制】



## 内部統制への取り組み

TOMOEGAWA グループは、TOMOEGAWA 内部統制基本方針をベースにコンプライアンス、リスクマネジメント、ディスクロージャー、財務報告に係る内部統制の整備と運用に鋭意取り組んでいます。

## TOMOEGAWA 内部統制基本方針

### 【TOMOEGAWA 内部統制基本方針】

当社は、創業精神の「誠実」を旨とする企業倫理に従って、TOMOEGAWA グループの企業活動を進めていくと共に、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り定める。当社は、社会環境の変化及び当社の事業等の変更に応じ、この基本方針を見直し、内部統制システムの改善に努める。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (1) 組織

- ・取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、社外取締役を招聘する。
- ・代表取締役社長は、法令・定款及び社内規程に従って業務を遂行し、原則として毎月開催される取締役会において業務執行状況を報告する。
- ・取締役会は取締役及び適任と判断する従業員をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、TOMOEGAWA グループ全体及びグループ各社の経営に重大な影響を与えるリスク管理、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制事項、その他の内部統制事項に関する施策の妥当性を審議し、審議内容を取締役会に報告するとともに、必要に応じて代表取締役社長に改善策の採用を勧告する。
- ・コンプライアンスの実施責任者として事業推進本部長を任命する。同本部長の指揮の下、コンプライアンスグループが TOMOEGAWA グループ全体のコンプライアンスへの取組みを促進する。

##### (2) 施策

- ・代表取締役社長は、TOMOEGAWA グループの企業活動を進めていく上で、内部統制システムの整備が必要不可欠であると認識している。
- ・TOMOEGAWA グループのすべての役員並びにパート及び派遣社員を含む従業員は、業務を遂行するに当たり、代表取締役社長によるコンプライアンス宣言、TOMOEGAWA グループ行動規範及び TOMOEGAWA グループコンプライアンス行動指針から成る TOMOEGAWA グループ企業倫理に従う。誓約書を代表取締役社長に提出して企業倫理の順守を誓約する。
- ・コンプライアンスグループの責任において、役員及び従業員に対するコンプライアンス教育、TOMOEGAWA グループ各社のコンプライアンス活動の指導、コンプライアンス委員会への定期的報告、コンプライアンス違反への対策等を実施する。
- ・内部通報システムの運用により TOMOEGAWA グループのコンプライアンス問題の早期把握と解決を図る。内部通報システムは当社に限らず、TOMOEGAWA グループに所属する全社の従業員が利用できる。内部通報システムの通報先及び相談先として、コンプライアンスグループマネージャーに加え、監査役及び外部弁護士を指定する。この内部通報システムに加え、代表取締役社長他への匿名メールシステムあるいはメッセージボックスも設置している。

##### (3) 監査

- ・監査役は、法令に基づく権限を行使し、内部監査室及び会計監査人と連携して取締役の職務執行の適正性を監査する。
- ・代表取締役社長直轄の内部監査室が内部統制の活動状況を調査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程等に基づき、決裁書、議事録、重要な契約書等取締役の職務の執行に関わる文書（電磁的記録を含む）を適切に保存し、管理する。
- ・取締役、執行役員及び監査役は、必要なときはいつでも上記の文書を閲覧できる。
- ・社内情報システムを活用した稟議書ワークフローにより稟議手続を順守させると共に、稟議書のデータベース化を図る。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ TOMOEGAWA グループのリスクを体系的に管理するための規程（リスク管理マニュアル）を定め、事業推進本部長を統括責任者とし、コンプライアンスグループを統括部署として、リスク管理を実施する。
- ・ 地震や火事などの緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに基づいて対応する。関係者が即座に必要な措置が取ることができるように、なすべきことを定めた小冊子を関係者全員に配布する。
- ・ 内部監査室が、リスク管理マニュアルの定めに基づいて、リスク管理プログラムの監査を実施する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、業務執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会による経営の迅速化、監督機能の強化を図る。
- ・ 代表取締役社長は、当社及び TOMOEGAWA グループ各社の重要な経営課題につき担当執行役員及び関係責任者から成る執行会議に諮問する。
- ・ 当社は、TOMOEGAWA グループの長期事業目標を達成するために、中期経営計画及び期毎の社長方針を全役員及び従業員に理解させ、各人の具体的な業務計画に反映させる。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社の事業部と子会社を連結してひとつの事業体とし、事業部長が当該連結事業の責任を負う。本部長がその他子会社の業務管理責任を負う。
- ・ 子会社の重要業務案件は当社の執行会議において審議され、決裁規程の定めに従って決裁される。
- ・ コンプライアンスプログラム及びリスク管理は、子会社も対象に含まれる。
- ・ 子会社と共通の有効な情報伝達システムを構築する。
- ・ 当社の内部監査室は、監査役と連携し、子会社業務の監査を行う。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ・ 取締役は、監査役から補助スタッフ設置の要請があった場合は、これに同意する。
- ・ 補助スタッフを設置しない場合、監査業務は内部監査室が補助し、その他については社長室が補助する。

### 7. 監査役補助スタッフの取締役からの独立性に関する体制

- ・ 監査役補助スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役会の同意を求める。

### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役は、取締役会の他、当社の重要な意思決定に関わる執行会議等の会議に出席し、取締役及び執行役員から業務執行状況その他重要事項の報告を受ける。
- ・ 取締役は、当社及び TOMOEGAWA グループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ・ 監査役は、TOMOEGAWA グループ全社の役員及び従業員に対しいつでも業務執行状況その他重要事項につき報告を求めることができる。
- ・ 取締役は、法令の定めに基づく報告事項に加え監査役に報告すべき事項を監査役との協議の上決定する。

### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、内部監査室及び会計監査人に監査計画の提出を求め、また内部監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見を交換する。
- ・ 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を任用することができる。
- ・ 監査役は、TOMOEGAWA グループ各社の監査役との連絡会を開催し、監査業務についての意見交換を行う。
- ・ 取締役は、監査役の意見を尊重して監査役監査の環境整備に努める。

## コンプライアンスへの取り組み

私たち、TOMOEGAWA グループは、社会の一員としての責任を自覚し、「TOMOEGAWA グループ行動規範」を定めます。

### 【TOMOEGAWA グループ行動規範】

私たち、TOMOEGAWA をはじめとする巴川グループは、1914年設立以来の伝統である創業精神、「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」に基づいて、ここに巴川グループ行動規範を定めます。

#### 【1.法令の遵守】

国内外の法令およびその精神を遵守するとともに、高い倫理観をもって行動します。

#### 【2.有用な製品とサービスの提供】

開拓者精神に則って製品の研究・開発を通じた革新への挑戦をつづけ、社会的に有用な製品とサービスを、安全性に最大限の配慮をして誠実に提供します。

#### 【3.環境との調和】

地球規模の環境保全を実現するために、「事業活動と環境との調和」を経営の最重要課題と位置づけ、グリーンチップ®企業にふさわしい全従業員参加による環境保全活動に努めます。

#### 【4.公正、透明、誠実な事業活動】

公正、透明、誠実な企業活動を通じて、顧客、株主、地域社会など全てのステークホルダーの期待に応えます。

#### 【5.積極的な情報開示】

全てのステークホルダーに対して、積極的かつ正確な企業情報を開示します。

#### 【6.社会や地域との調和】

良き企業市民として、積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与します。

#### 【7.国際社会との強調】

海外においては、現地の文化や習慣を尊重し、良識のある事業活動を心がけ現地の発展に貢献します。

#### 【8.従業員の尊重】

従業員の人格と個性を尊重し、意欲や能力を最大限発揮できる、安全で働きやすい職場環境を作ります。

#### 【9.知的財産の保護】

会社の知的財産は、重要な会社資産であり、その権利の保全に努めるとともに、他社の知的財産を尊重し不正な使用はしません。

#### 【10.反社会的勢力との断絶】

市民社会に脅威を与える反社会的勢力や団体には毅然とした態度で対応します。

#### Code of Conduct

Since its establishment in 1914, Tomoegawa Co., Ltd. ("Tomoegawa"), has sought to contribute to society by following its founding spirit: "Sincerity", "Dedication to society" and "Frontier spirit". Through this Code of Conduct we wish that all enterprises affiliated with Tomoegawa be guided by a dedication to our founding spirit.

#### 1. Forced Labor:

We do not use forced or involuntary labor of any kind.

#### 2. Equal Employment/Non-discrimination:

All employment decisions shall be based solely on the ability of an individual to do the job with or without accommodation. There shall be no discrimination on any basis including, but not limited to, the following: race, creed, disability, gender, marital or maternity status, religious or political beliefs, age, sexual orientation or national origin.

Management shall recognize the dignity of the individual, and the right to a work place free of harassment, abuse or corporal punishment.

#### 3. Child labor:

We do not employ any person below the age of 15. When local standards are higher, no person under the legal minimum age will be employed.

#### 4. Remuneration:

We shall ensure that wages paid for a standard working week shall always meet the applicable minimum legal standards.

#### 5. Working hours:

We shall comply with applicable laws regarding hours or work. Assignment of overtime work may be necessary to meet the demands of our customers and our industry. When it is necessary to assign overtime work such will be assigned on an equitable basis and/or in accordance with any applicable collective bargaining agreement.

#### 6. Health and safety:

We shall endeavor to provide a safe and healthy working environment and shall take appropriate and lawful steps to prevent accidents and injury to health arising out of the working environment.

#### 7. Environment:

We shall give full consideration to ecology and nature and make every possible effort to minimize our impact on the environment.

#### 8. Compliance:

1) **Competition**  
We shall operate our business in a free and competitive manner and in accordance with applicable laws and regulations regarding competition. We shall not knowingly enter into an agreement which illegally restrains competition.

#### 2) **Taxation**

We shall respect and comply with the laws and regulations governing taxation in every country where we transact business.

#### 9. Technical transfer:

We shall endeavor to use and transfer our technologies and technical know-how in order to improve the technological capability of the countries in which we do business.

#### 10. Adherence to Code of Conduct:

We shall strive at all times to ensure that this Code of Conduct is strictly followed at every place where our business is conducted.

Should it come to our attention that this Code of Conduct is violated, we shall endeavor to investigate the allegation and resolve the situation as quickly as possible.

## リスクマネジメントへの取り組み

TOMOEGAWA グループではリスクマネジメント方針を制定し、重要リスクの特定や評価、リスク低減に取り組んでいます。

### 【リスクマネジメント方針】

#### 基本理念

TOMOEGAWA グループは、リスクマネジメントを経営の重要課題と位置付け、グループの経営戦略および各事業の戦略と連動したリスクマネジメントを推進することにより、グループ各社の健全な成長と企業価値の向上を図る。

#### 行動指針

1. 常にリスクの重要性を認識し、最善のリスク対策に努める。
2. TOMOEGAWA グループ構成員の安全及び健康並びにグループの経営資源の保全を図る。
3. リスクが顕在化した場合、情報を迅速にトップに伝達し、被害の最小化を図る。
4. 人道的・社会的視点を優先した対応を図る。
5. 被害が生じた場合には、速やかな回復を図る。
6. 優先順位の高いリスクは速やかに対応する。
7. リスクに関連する社会的要請をリスクマネジメントシステムに反映する。

## ディスクロージャーへの取り組み

TOMOEGAWA グループでは行動規範において「積極的な情報開示」を掲げ、会社を取り巻く全てのステークホルダーの皆さまに対し企業情報を開示し、経営の透明性を高めることに取り組んでいます。

### 1. 情報開示の基本姿勢

当社グループは、行動規範において「積極的な情報開示」を掲げ、会社を取り巻く全てのステークホルダーの皆さまに対して、企業情報を「適時に」「正確に」「わかりやすく」「公平に」開示し、企業経営の透明性を一層高めていくことを基本方針としています。

### 2. 情報開示の基準

- (1)会社法・金融商品取引法等関係諸法令、証券取引所の定める適時開示規則に従い、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速かつ正確な情報開示を行います。
- (2)上記(1)に該当しない情報であっても、ステークホルダーをはじめ広く社会の皆さまに役立つ情報については、可能な範囲で適時、正確かつ公平な開示を行います。

### 3. 情報開示の方法

- (1)適時開示規則に該当する情報開示は、同規則に従い、東京証券取引所の提供する TD-NET および関係記者クラブなどの報道機関に公開します。
- (2)適時開示規則に該当しない情報開示は、その重要性、緊急性に応じて、プレスリリースや記者会見など適切な方法で行います。
- (3)上記のとおり TD-NET のほか、説明会、報告書、印刷物、等さまざまな方法により開示された情報は、ホームページに適宜掲載します。

### 4. 情報開示の社内体制

当社グループの適時開示情報に関する業務については、社内規程に基づき、具体的な業務分担を明確に定めています。

### 5. 沈黙期間

当社グループは、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、決算に関するお問い合わせには一切回答を差し控えることとしています。

### 6. 免責事項

開示情報は、当社グループについて深くご理解頂くことを目的としており、投資に関する勧誘を目的としたものではありません。開示情報のうち、将来の業績等に関する見通しは、現時点で入手可能な情報による判断であり、実際の業績は、経済情勢等の外部環境の変更やさまざまな不確定要素により、見通しと大きく異なる可能性があることをご承知おきください。



## 金融商品取引法に基づく内部統制

### 【財務報告に係る内部統制基本方針】

#### - 基本理念 -

当社及び当社グループは、「創業精神」である「誠実・社会貢献・開拓者精神」を経営の基本理念とし、内部統制活動を通じて財務報告の信頼性を確保することにより企業価値を向上させる。

#### - 基本方針 -

当社及び当社グループは、金融商品取引法や関連する諸法令に基づき財務諸表を作成するとともに、下記事項に従って、全社的な内部統制並びに財務諸表作成に関わる業務プロセスを整備・運用し、その状況を定期的に評価・改善することにより、財務報告の信頼性を確保する。

#### 記

1. 当社及び当社グループは、財務報告の信頼性が達成されているとの合理的な保証を得るため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素からなる内部統制プロセスを業務に組み込み、組織内のすべての者が遂行することを確実にする。
2. 当社及び当社グループは、財務報告に係る内部統制の固有の限界を認識する中で、基本的要素を有機的に結びつけ一体化して機能させることにより、財務報告の信頼性を合理的な範囲で達成するよう努める。
3. 当社及び当社グループは、財務報告に係る内部統制に関係する者の役割と責任を次のとおり定める。
  - 3-1. 当社の代表取締役社長は、財務報告の信頼性に係る最終的な責任を負う。代表取締役社長は、本基本方針に基づいて当社及び当社グループの内部統制を整備及び運用する統括的な管理業務を遂行する補助者として経営戦略本部長を任命する。
  - 3-2. 当社の取締役会は、代表取締役による内部統制の整備及び運用に対し、監督責任を負う。
  - 3-3. 当社の監査役会は、業務監査の一環として、財務報告の信頼性を確保するための体制を含め、内部統制が適切に整備及び運用されているかを監視する。
  - 3-4. 当社の代表取締役社長は、有効な内部統制の整備及び運用の責任者として、財務報告に係る内部統制を評価する。代表取締役社長は、評価補助者として内部監査室長及び、必要に応じて、その他の部署の要員を任命する。
  - 3-5. 当社及び当社グループの組織内のすべての者は、自らの業務の責任と権限の範囲で、内部統制の整備及び運用に一定の役割を担う。
  - 3-6. 当社の代表取締役社長は、信頼性のある財務報告を重視する姿勢を研修等適切な手段により当社及び当社グループの組織内のすべての者に周知させる。

## 社会への取り組み

4. 当社の代表取締役社長は、連結財務諸表を構成する子会社及び関連会社、並びに財務諸表の基礎となる業務を委託している業務委託会社を財務報告に係る全社的な内部統制の有効性の評価対象とし、予め財務報告に係る内部統制の整備及び運用の方針及び手続きを定める。
5. 当社の代表取締役社長は、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、財務諸表の表示及び開示、企業活動を構成する事業又は業務、財務報告の基礎となる取引又は事象、主要な業務プロセス等に関して合理的に評価の範囲を決定する。また、前項の評価の範囲を決定した後に、当該範囲を決定した方法及びその根拠について、必要に応じて、監査人と協議を行う。
6. 当社の代表取締役社長は、前々項及び前項に記載した内部統制の有効性の評価対象と範囲を決定した後、計画的に内部統制の整備と運用状況の有効性の評価（以下、「有効性評価」という。）を行う。なお、評価時点以降、事業年度末日までに内部統制に関する重要な変更があった場合には、適切な追加手続きをとる。
7. 当社の代表取締役社長は、有効性評価の過程で財務報告に係る内部統制の不備及び重要な欠陥を発見した場合、是正処置を発動して内部統制を整備するとともに、是正後の運用の有効性を確認する。
8. 当社の代表取締役社長は、有効性評価の結果をもって事業年度末日に財務報告に係る内部統制の有効性の判断を行い、内部統制報告書を作成する。
9. 当社の代表取締役は、財務報告に係る内部統制活動に関する事項につき適正に記録し、維持・保管する。

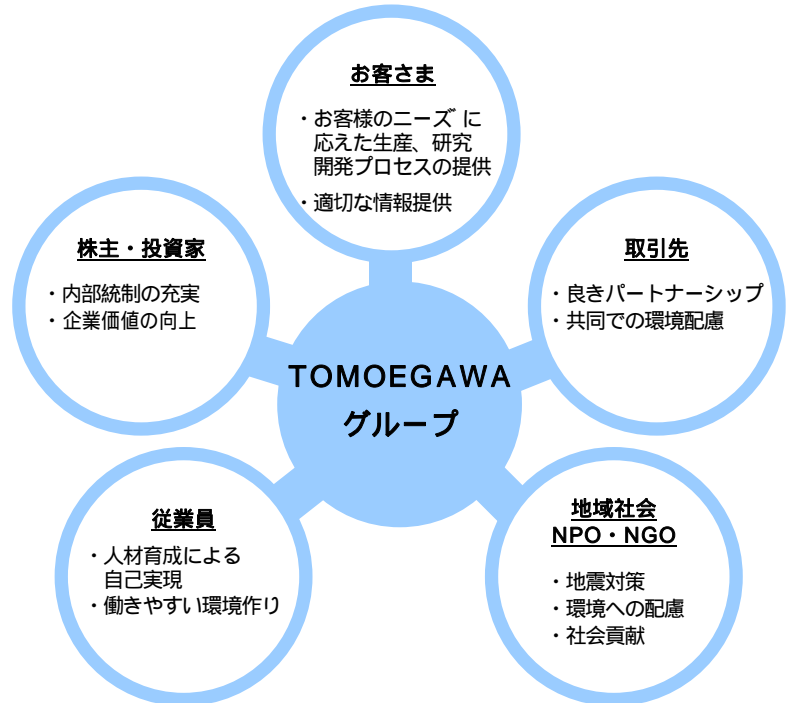
## ステークホルダーとの対話

### 私たちが考える

#### ステークホルダー

当社グループは、お客さま・株主・取引先・地域社会・従業員など、事業活動に直接関係する方々に限らず、社会との接点になる団体・官公庁・企業・個人など、すべてをステークホルダーとして捉えております。

これらステークホルダーの皆さまに対して、積極的なディスクロージャー（情報開示）を行っていくことはもちろん、皆さまとの対話を通じて、より良い関係の構築に取り組んでおります。



### 駿河区の連合町内会

#### 静岡事業所を見学

2008年10月8日、静岡事業所が所在する静岡市駿河区の自治会連合会の80名を超える皆さまをお迎えしました。

見学会の前段では、グローバルに活動する当社の会社概要や製品の説明をし、その後、工場内の最新のクリーン塗工機、製品の仕上げ加工設備に加え、排水処理施設や排ガス処理設備、LNGボイラーなどをご案内し、環境に配慮して事業を進める当社へのご理解を深めていただきました。



見学会前段での説明会風景



工場各設備の説明に聞き入る参加者の皆さん

## 地域貢献活動

TOMOEGAWAは「地域社会こそ企業活動を支える基盤」という考え方のもと、地域社会の活性化に弾みをつける活動等を通じて、TOMOEGAWAがその地域にあることにより、ステークホルダーに喜ばれる企業でありたいと願っています。

### 小さな親切運動への参画「用宗・石部海岸清掃」



用宗・石部海岸清掃風景



当社静岡事業所では、関連会社も含め、従業員やその家族の参加を得て、年4回、海水浴シーズンを中心に付近の用宗・石部海岸を清掃しています。約1時間程度の清掃活動ですが、毎回多くのごみを収集しています。

### アドプトプログラム活動

当社静岡事業所は静岡市の主催する「安倍川・藁科川アドプトプログラム」、清水事業所は「興津川アドプトプログラム」に賛同し、河川敷の清掃を行っています。アドプトとは「養子縁組」のことで、河川の里親として世話をするという活動です。市は清掃地区に参加者名を記載した「看板」を設置しています。



安倍川河川敷の清掃活動

### 工場周辺の清掃活動

当社静岡・清水事業所では、工場周辺の道路や歩道の清掃活動（5S活動）を毎月一回実施しています。両事業所では静岡市の「道路



認定証交付式

（左から2番目が当社担当者）

サポーター制度」の認定を受けるなど、その活動も評価されています。

道路サポーター制度とは、地域の企業、住民が一体となって、より安全・安心・快適な道路環境を作っていくために行う構外清掃等の道路メンテナンスの活動に対して、静岡市がさまざまな支援を行う制度です。



清水事業所周辺の清掃活動風景

## 安全の取り組み

当社では「従業員の安全なくして企業の存在は無い」という考えのもと、経営トップから製造現場に至るまで安全第一の風土作りに向け取り組んできました。

### 安全最優先を徹底

全国的に労働災害が増えている中で、当社でも労働災害が増加傾向にありましたが、2008年は労働災害件数が昨年を下回ることができ、2007年度比で19%減少しました（グラフ-1）。

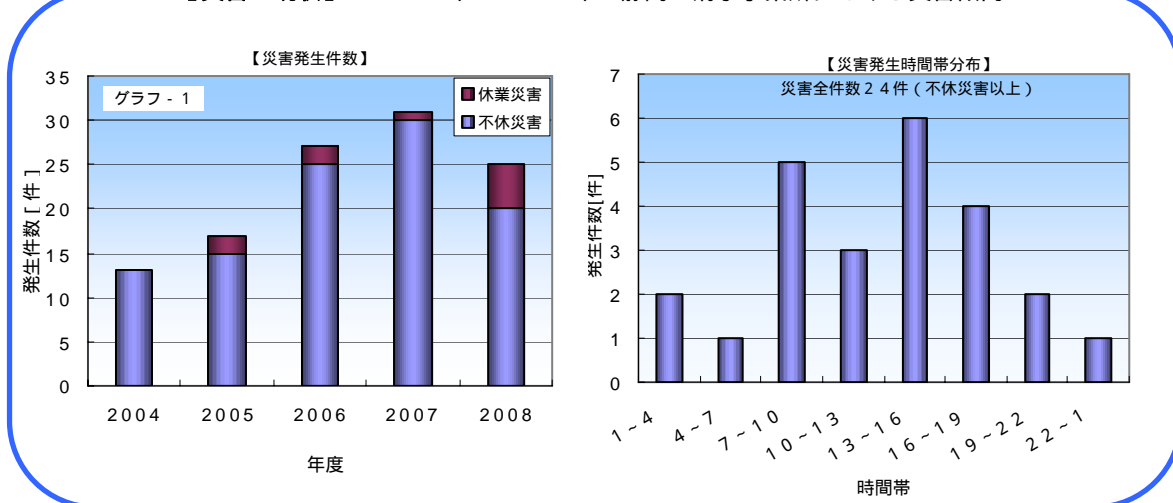
しかしながら、労働災害の内容を見ると休業災害が5件発生しており、安全な職場作りにはより一層の取り組み強化が必要と考えております。

2008年は、昨年の社長方針の「安全最優先徹底」を継承し、「安全は利益に優先する」を徹底してきました。安全最優先の取り組みとして、過去5年間の労働災害の発生状況を分析し、労働災害の傾向をつかむことで、安全の取り組みに活かしました。



「安全は利益に優先する」

【災害の現状】 2004年～2008年の静岡・清水事業所における災害傾向



### 安全への取り組み強化を具体化

安全への取り組み強化を具体化するため、さまざまな活動を行っています。

#### KYT活動

TOMOEGAWA 従業員と関係会社合わせて、1360名の従業員にKYT研修を実施しました。

#### リスクアセスメントの導入

リスクアセスメントの導入にむけて、その手順や評価の基準となる「TOMOEGAWA リスクアセスメント」を作成しました。

各職場では、これを元に職場に合った形に変え、リスクアセスメントをスタートしました。

#### 安全の啓蒙

「安全は利益に優先する」の看板・のぼり旗を設置。朝礼や始業前のミーティングでは、安全標語の指差し唱和を行っています。また、警鐘（ベルパトロール）を実施しています。

## 人への投資・人材育成

### 教育体制を整備、人材を育成します。

当社では、「人材こそがあらゆる経営資源の中で最重要である」という考えのもと、新入社員から管理職まで、従業員の自立的な能力・スキルアップを支援するため、OJT(\*1)、OFF JT(\*2)だけでなく、通信教育、e-Learning など多彩な教育カリキュラムを整備しています。

- \*1 On the Job Training : 実際の仕事を通じて、必要な技術、能力、知識、あるいは態度や価値観などを身に付けさせる教育訓練。
- \*2 Off the Job Training : 職場を離れて行われる人材教育。ビジネススクールへの通学、講師やインストラクターによって行われる集合研修など。

#### 教育カリキュラム (OFF JT)

階層別研修	テーマ別研修	選抜研修	自己啓発支援
新入社員導入研修 新入社員フォローアップ研修 中堅社員研修 新任管理職研修	特許・知的財産研修 法務研修 コンプライアンス研修 考課者研修 メンタルヘルス研修	経営幹部養成研修 マネージメント研修 海外要員育成研修 リーダーシップ研修 コミュニケーション研修 OJT トレーナー研修 研究・技術者派遣制度 大学・研究機関への派遣	スキル・資格 公的資格取得 語学 TOEIC 受験 社内語学教室 (英語・中国語) セカンドライフセミナー

また当社には、障害をもつ従業員が 2009 年 3 月現在 7 名在籍し、各種業務に従事しています。今後も継続的な採用に努めるとともに、職場環境の整備を行うなど、障害者の活躍の場を広げるための施策を進めていきます。

障害者雇用状況	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
障害者雇用数	10 名	9 名	9 名	9 名	7 名
法定雇用数に基づく雇用率	1.70%	1.63%	1.54%	1.85%	1.89%
法定雇用数に対する過不足数	±0	-1	-2	+1	+1

# TOMOEAWA の環境への取り組み

## 環境に対する基本的な考え方

当社は、自らを「グリーンチップ®」企業と称しています。

「グリーンチップ®」とは、米国株式市場で、長期間の優れた業績・安定した収益・卓越した経営力などを備えた超一流企業を「ブルーチップ」と呼んでいることになぞらえ、環境をイメージする「グリーン」の語を冠したものです。環境問題・環境保全活動に対して真摯な取り組みを行うことで、「グリーンチップ®」の名に相応しい、環境への取り組みにおいて超一流企業を目指します。



社有林「久保ノ谷山」の新緑

当社では、環境配慮に役立つ製品の提供、CO<sub>2</sub>の発生抑制や削減を意図した生産活動、省エネ・省資源を意識した事業活動を積極的に行っているほか、国土の保全、生態系の維持、CO<sub>2</sub>吸収などに大きく寄与する山林の経営も行い、和歌山・三重・奈良と、四国の高知・徳島の各県に、合わせておよそ3,600haの社有林を保有しています。この広さは、東京ドーム（面積46,755㎡）にたとえると、「約760個」に相当する広さとなります。社有林が吸収するCO<sub>2</sub>は年間約1.8万トンにのぼると推計され、当社が事業活動で排出するCO<sub>2</sub>の2~3割の吸収に相当します。

当社は「グリーンチップ®」企業として、限りある地球環境を守り育て、社会とともに歩む、環境とエコロジーを常に意識した企業を志向しています。

## ISO14001 適用範囲を拡大

2008年12月に当社子会社のテクニカ巴川(株)を適用範囲に加え、2009年2月に拡大審査の認証を受けました。また、子会社の日本理化製紙(株)は、独自にエコアクション21の認証を2008年9月1日に取得しています。当社はグループ全体として積極的に環境保全活動を展開しています。

- 2001年2月 ISO14001認証取得。
- 2006年2月 定期審査とISO14001:2004年版への移行審査。
- 2008年12月 テクニカ巴川(株)を適用範囲に追加。
- 2009年2月 拡大審査。



ISO14001 登録証と付属書

# 環境への取り組み

## 環境方針

当社は、下記の環境方針に基づき、環境保全活動に取り組んでおります。

**株式会社 巴川製紙所 静岡地区 環境方針**

**基本理念**

巴川製紙所は創業精神である「誠実・社会貢献・開拓者精神」を基本理念とし、地球規模の環境保全を実現するために、「事業活動と環境との調和」を経営の最重要課題と位置づけ、全従業員の参加による環境保全活動に努める。

**基本方針**

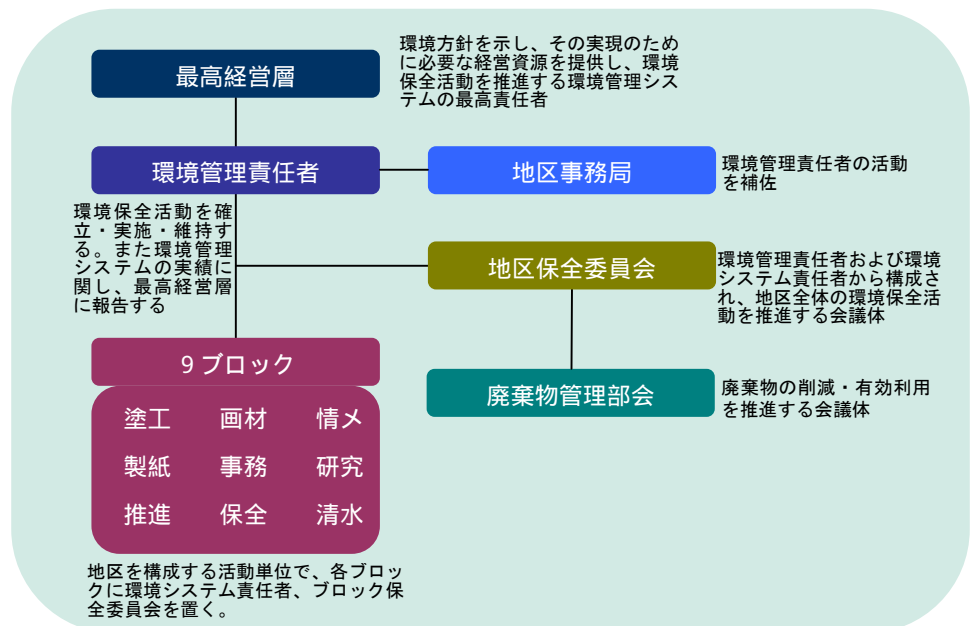
巴川製紙所 静岡地区は以下の方針に基づき、研究・開発・製造における活動、製品及びサービスの提供と環境との調和を目指す。

- (1) 環境目的・目標を定め、その実現を図ると共に、環境マネジメントシステムの見直しを行ない継続的改善に努める。
- (2) 環境側面に関係する法的要求事項及び静岡地区が同意したその他の要求事項を順守する。
- (3) 利害関係者とのコミュニケーションの円滑化を図り、環境の改善と保全に努める。
- (4) 静岡地区で働く人に環境教育を行ない、この環境方針をよく理解させ実践させる。
- (5) この環境方針は社外の求めに応じ、いつでも公開する。
- (6) 具体的重点施策として以下の項目に取り組み、特に地球温暖化防止・資源の有効利用・環境汚染の予防推進に努める。
  - 環境に配慮した製品の開発に努める。
  - 温室効果ガスの排出削減を図る。
  - 産業廃棄物の発生を削減し、ゼロエミッションを図る。
  - 排水及び排出ガスを管理し、地域の環境の改善と保全に努める。
  - 環境関連物質を管理し、使用の削減・廃止に努める。

2009年4月1日  
執行役員事業推進本部長  
大澤 泉

## 環境保全活動組織

TOMOEGAWA は、環境マネジメントシステムを効果的に運用するために、環境保全活動組織を整備し、運用しています。







## 環境配慮製品と環境関連サービス

これまで当社で培った技術を生かし、環境への負荷の軽減や省エネルギーなどに考慮した環境配慮製品、環境改善に有用な環境関連サービスを提供しています。その中から代表的な環境配慮製品と環境関連サービスを紹介します。

環境配慮製品		特 徴
カラー複合機/ カラーレーザープリンター用 耐水紙		カラー複合機やカラーレーザープリンターで印刷可能な、ラミネート加工が不要な耐水紙です（製品名：エコクリスタル）。プライスカード、POPなどで耐水性が要求される用途に最適です。また、特殊材料を使用していないため、使用後は可燃ごみとして廃棄可能です。
環境配慮型 樹脂トナー		人体・生物への直接的な影響を最小限に留めた樹脂を使用しています。
低温定着トナー		複写機やプリンターでトナーとして使用されますが、より低温で定着できるため消費エネルギーが節約できます。
粉体塗料		有機溶剤系塗料が乾燥・固化するとき大量の有機溶剤を大気に放出するのに対し、加熱だけで固化できるため、乾燥・固化時の有機溶剤放出を著しく低減できます。
粘土鉱物フィルム		粘土鉱物フィルムは、「粘土」を主な原料として製造。石油由来の成分を原料とする一般的なプラスチックフィルムと比較し、環境にやさしい材料となっています。また、高温下でも性能劣化が少ないその特性は、アスベスト（石綿）の代替材料としての利用も期待されています。

環境関連サービス		特 徴
環境測定サービス		有機溶剤・粉じん・騒音などの作業環境を測定し、環境管理をサポートしています。
ICP-MS 装置による 分析サービス		水・土壌・食品中の環境関連物質が測定可能（溶液試料もしくは固体試料であっても酸分解できれば可能）で、多元素同時分析及び高感度（超微量 [1ppb 以下] レベル）分析を行います。

## 製造工程での環境負荷低減

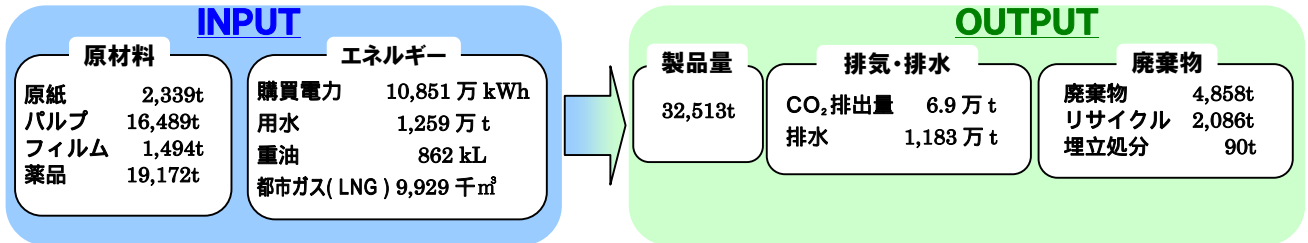
### 静岡市と環境保全協定を締結

静岡事業所は静岡市との間で昭和52年(1977年)に「公害防止協定」を締結し公害防止に努めてまいりました。今般、静岡市は、周辺市町との合併を機に、従来の公害対策中心の協定内容に加え、地球温暖化対策をはじめとしてエネルギー問題や廃棄物とそのリサイクルなどの環境保全項目を加えた環境保全協定の締結を申し入れてきました。静岡事業所は、この趣旨に賛同し、協定項目、協定値等の見直しを実施したうえ、平成21年(2009年)3月16日に「環境保全協定」を締結いたしました。今後は、公害防止に加えて地球温暖化対策を図りながら、より環境への負荷を低減させるような活動を進めてまいります。

# 環境への取り組み

## インプット・アウトプット

当社及び新巴川製紙㈱は、原材料やエネルギーを使用して製品を製造するとともに、排気・排水や廃棄物を排出しています。これら二社の生産活動における環境負荷の全体像をまとめました。



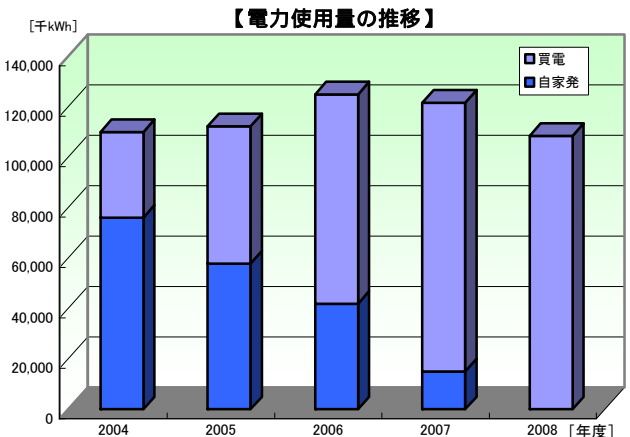
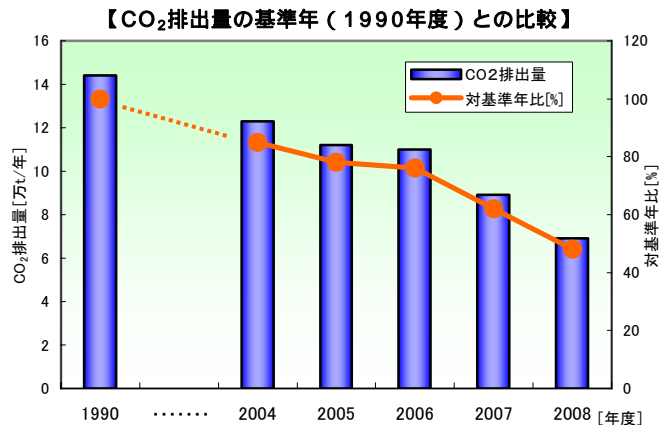
## 環境対策状況

静岡事業所では、電力と蒸気を作っていた重油ボイラーを 2007 年 8 月に廃止しました。蒸気は LNG を燃料とする複数台の小型貫流ボイラーにより供給し、電力は自家発電を止め、全量購入に切り替えました。2008 年 12 月には重油を燃料とする廃棄物焼却炉を廃止しました。重油の使用量削減と LNG への燃料転換により、地球温暖化への影響が大きい二酸化炭素の発生量を抑制し、排ガス中の硫黄酸化物(SOx)、窒素酸化物(NOx)及びばいじんの発生を削減することが出来ました。

静岡事業所内には揮発性有機化合物(VOC)発生施設がありますが、これら施設には排ガス燃焼施設(RTO)を設置しており VOC 対策も行っております。

## 電力使用量の推移

静岡事業所では数年前より購入電力比率を増加させてまいりましたが、2007 年 8 月に自家発電を停止し、以降は全量購入電力に切り替えました。



## 排水水質の推移、大気への排出物質の推移

静岡事業所で使用する用水は地下水を利用しており、使用後は凝集沈殿槽を備えた総合排水処理施設にて適切に処理した後、河川に排水しています。清水事業所で使用する用水は静岡工業用水を利用しており、

使用後は静岡市の公共下水道に排水しています。いずれの事業所とも排水の水質は基準値を十分に満足しています。また、静岡事業所が大気に放出する排ガスは、2007 年 8 月からボイラーの燃料を重油から LNG へと燃料転換したためばいじん、窒素酸化物ともに一段と減少しております。

【静岡事業所の水質基準】

	PH	SS	BOD	COD
基準値 <sup>1)</sup>	6.8~8.5	30.0mg/L 以下 <sup>2)</sup>	25.0mg/L 以下 <sup>2)</sup>	30.0mg/L 以下 <sup>3)</sup>
2008 年度	7.2	2.7	6.9	6.4
2007 年度	7.2	2.4	6.9	7.2
2006 年度	7.2	2.2	4.9	6.9
2005 年度	7.3	2.4	6.5	6.9
2004 年度	7.3	2.5	7.5	8.8

注: 1) 静岡市との協定値 2) 日間平均値 3) 県条例の日間平均基準値

【排出ガス中の大気汚染物質濃度の推移】

	煤煙濃度	窒素酸化物濃度
基準値 <sup>1)</sup>	0.10g/m <sup>3</sup> N 以下	180ppm 以下
2008 年度	0.001 未満	28
2007 年度 8 月以降	0.001 未満	32
2007 年度 8 月まで	0.01	130
2006 年度	0.01	123
2005 年度	0.02	123
2004 年度	0.02	123

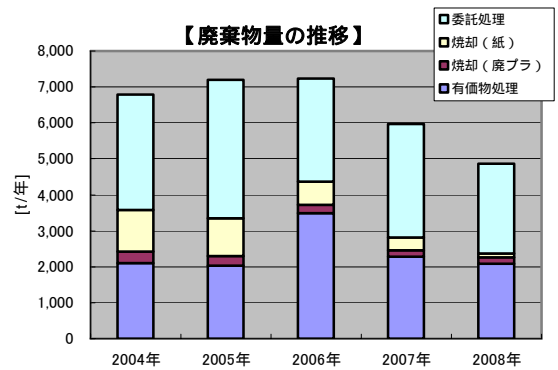
注: 1) 静岡市と協定値

# 環境への取り組み

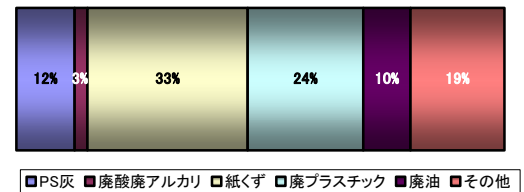
## 廃棄物量の推移

2008年度の産業廃棄物の総量は4,858t(前年比19%減)となりました。内訳は、有価での売却数量は約2,086t(前年比9%減)、外部委託処理数量は2,494t(前年比21%減)、社内焼却処理数量は278t(前年比48%減)となっております。

当社ではこれまで社外秘品やりサイクル困難なもののみ自社での焼却処分を行っていましたが、昨年末にこの廃棄物焼却炉を廃止しました。廃棄物の処分方法の見直しと分別を進め、単純焼却からサーマルリサイクル化へと転換を図りました。これ以外の廃棄物も、金属くずや廃プラスチック類はリサイクル原材料として売却、またペーパースラッジ(PS)は自社焼却炉で炭化して製鉄会社へ売却、保温材料として有効利用されています。



【2009年度 廃棄物の内訳】



## 環境関連物質規制への対応

当社は1992年「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」に従い化学物質による労働災害の防止に努めています。PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律)の施行とともに対象物質の排出量と移動量を2001年以降報告しております。2002年12月には、危険有害物質の排除を徹底するために、「環境関連物質使用規定」を制定し、厳格な管理を実施しています。2005年には調査物質の共通化を掲げるJGPPSI(グリーン調達調査共通化協議会)の制定した物質リストとの整合化も図りました。さらに、EUにて2007年に発効となったREACH規制(化学物質管理に関する規制)に対応すべく、取引先企業(原材料供給先、製品納入先)との情報伝達を行っています。

## 環境会計

環境保全活動にかかるコストについて、環境省の「環境会計ガイドライン2005」を参考にまとめました。集計範囲は2008年4月1日から2009年3月31日までの静岡・清水事業所(関連会社含む)の環境保全コストです。

分類	主な取り組みの内容	投資額	費用額	備考
(1) 事業エリア内コスト		9.93	134.93	
内訳	(1)-1 公害防止コスト	-	74.84	
	(1)-2 地球環境保全コスト	3.25	0.09	注1
	(1)-3 資源循環コスト	6.68	60.00	注2
(2) 上・下流コスト	容器包装等の低環境負荷化のための追加的コスト	-	4.45	注3
(3) 管理活動コスト	各種会議・教育、定期審査、内部監査	-	30.78	注4
(4) 研究開発コスト	環境配慮製品・サービスの開発等	20.00	41.18	
(5) 社会活動コスト	地域クリーン活動等	-	1.98	注5
(6) 環境損傷対応コスト	汚染負荷量賦課金(SOX)等	-	29.72	注6
合計		29.93	243.04	

注1: 人の活動により地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係わる環境保全コスト

[単位: 百万円]

注2: 有価・無価を問わず有用な資源を継続的・循環的に利用するためのコスト

注3: 主たる事業活動に伴ってその上流または下流で生じる環境負荷を抑制するためのコスト

注4: 環境マネジメントシステムに関連して発生するコスト

注5: 事業活動に直接的には関係のない社会活動における環境保全に取り組むコスト

注6: 事業活動が環境に与える損傷に対応して生じるコスト



## 社会・環境報告書 2009

[お問合せ先]

事業推進本部 コンプライアンスグループ

〒421-0192

静岡県静岡市駿河区用宗巴町3番1号

TEL:054(256)4187

FAX:054(256)4197

<http://www.tomoegawa.co.jp>